



平成 29 年 1 月 24 日

各 位

会社名 イ ワ キ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 岩城 修  
(コード番号 8095 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画部長 瀬戸口 智  
(TEL. 03-3279-0481)

## 取締役向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 24 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）に対する、新しい株式報酬制度として、信託型株式報酬制度（以下「制度Ⅰ」という。）及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度Ⅱ」といい、以下、制度Ⅰと併せて「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。これに伴い、当社は、本制度の導入に関する議案を、平成 29 年 2 月 24 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議いたします。

また、当社子会社 2 社（岩城製菓株式会社及びメルテックス株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）は、平成 29 年 2 月開催予定の各対象子会社の株主総会（当社と対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」という。）に、対象子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「対象子会社取締役」という。また、当社の取締役と併せて、以下「対象取締役」という。）を対象とする本制度の導入に関する議案を付議いたします。

### 記

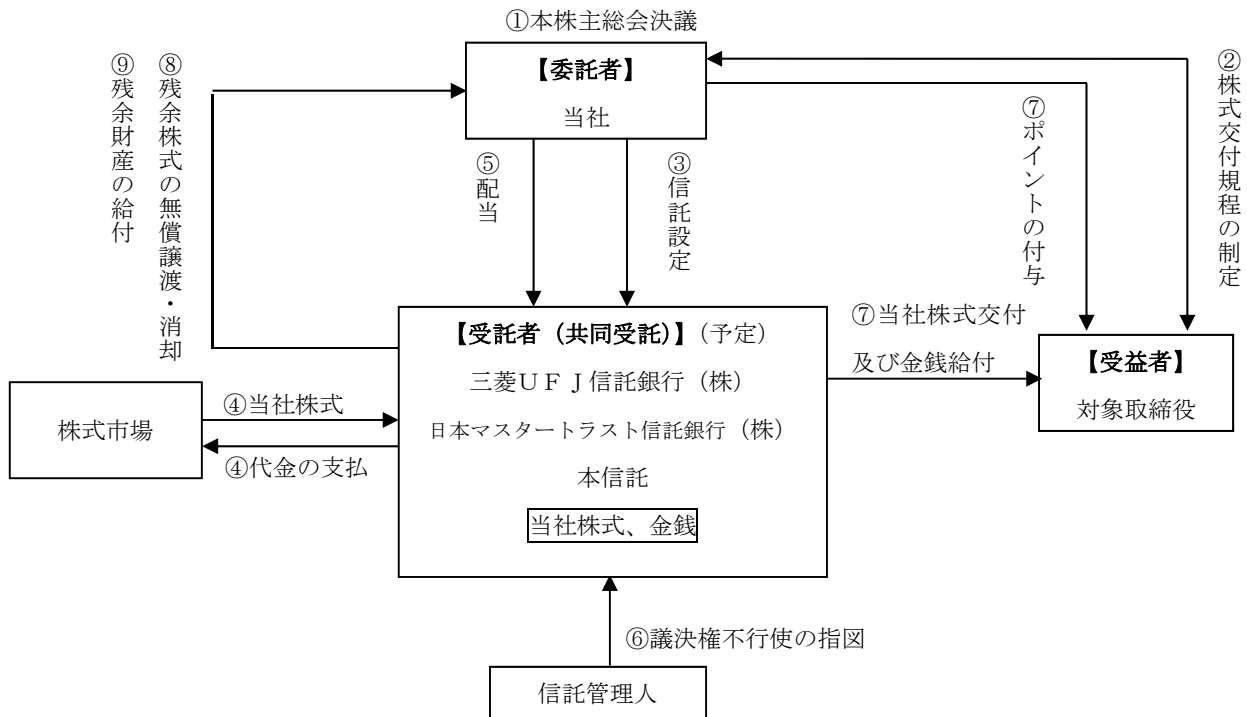
#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社及び対象子会社は、対象取締役を対象に、制度Ⅰに関しては、対象取締役の報酬と当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、制度Ⅱに関しては、対象取締役に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたします（※）。
- (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、制度Ⅰとして役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）、制度Ⅱとして譲渡制限付株式報酬制度（R S : Restricted Stock）を採用します。制度Ⅰの実施のため設定した B I P 信託（以下「本信託」という。）は、本信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績達成度等に応じて、対象取締役に交付及び給付（以下「交付等」という。）するものです。また、制度Ⅱとする譲渡制限付株式報酬制度とは、譲渡制限期間を設けた上で当社株式を対象取締役に交付するものです。
- (4) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、制度Ⅰを継続的に実施することを予定し

ております。

(※) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については引き続き「基本報酬」のみで構成されます。

## 2. 制度 I（信託型株式報酬制度）の概要



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、制度 I の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において、制度 I の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各事業年度における業績（連結売上高、連結売上高総利益率、ROI C）の目標値に対する達成度及び役位に応じて、毎年、対象取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、当該対象取締役の退任時に累積ポイント（下記（5）に定める。以下同じ。）に応じて当社株式等について交付等を行います（なお、当該対

象取締役が、対象取締役としての地位に加え、他の対象会社の取締役を兼任している場合（当該対象取締役が、当該対象取締役の退任と同時に、他の対象会社の取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われる。）。

- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する対象取締役への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて)各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

### (1) 制度 I の概要

制度 I は、平成 29 年 11 月 30 日で終了する事業年度から平成 31 年 11 月 30 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）(※)を対象として、各事業年度の業績達成度及び役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）第 2 段落に定める。）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

### (2) 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び対象取締役が付与を受けることができる年間付与ポイント（下記（6）に定める。）の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間を延長する場合（下記（4）第 2 段落に定める。）は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

### (3) 制度 I の対象者（受益者要件）

対象取締役は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任後、累積ポイントの 70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役であること（対象期間中、新たに対象取締役になった者を含む。）
- ② 全ての対象取締役を退任していること（退任には、海外赴任により対象取締役でなくなる場合を含む。）(※)
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

- ※ 下記（４）第４段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本信託の対象者が対象取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。
- ※ 信託期間中に対象取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該対象取締役の相続人が受けるものとします。

#### （４） 信託期間

平成 29 年 4 月 17 日（予定）から平成 32 年 4 月 30 日（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3 年間）と同一期間だけ延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、当該対象取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### （５） 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年 2 月 1 日に、前年 11 月 30 日で終了する事業年度（初回は平成 29 年 11 月 30 日で終了する事業年度。）における業績（連結売上高、連結売上高総利益率、R O I C）の目標値に対する達成度及び役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役に一定のポイントが付与されます※<sup>1</sup>。対象取締役には、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

※<sup>1</sup> 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数※<sup>2</sup>

※<sup>2</sup> 業績連動係数は、連結売上高、連結売上高総利益率及び R O I C の目標値に対する達成度に基づき、決定します。

#### （６） 本信託に拠出する信託金の上限及び年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は 234 百万円（※）といたします。

また、信託期間内に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は、46 百万円（当社分と合わせて、合計 280 百万円）（※）とします。

(※) 信託金の上限金額は、現在の対象取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、当社の取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は30万ポイントとして、各対象子会社の対象取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は6万ポイントとして、承認決議を行うことを予定しております。また、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限の合計に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（108万株）を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の各対象会社の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 対象取締役に対する株式等の交付等の方法及び時期

上記(3)の受益者要件を満たした対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当該対象取締役が、当該対象取締役としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じた場合には、対象取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記(4)第4段落の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ② 信託の目的   | 対象取締役に対するインセンティブの付与  |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））                              |
| ⑤ 受益者     | 対象取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者   |
| ⑥ 信託管理人   | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成29年4月17日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 平成29年4月17日（予定）～平成32年4月30日（予定）  |
| ⑨ 制度開始日   | 平成29年4月17日（予定）   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の上限額 | 280百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）   |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成29年4月18日（予定）～平成29年7月31日（予定）<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得   |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                           |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。    |

3. 制度Ⅱ（譲渡制限付株式報酬制度）の概要

対象取締役は、制度Ⅱに基づき対象会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

制度Ⅱに基づき当社が当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、対象子会社が対象子会社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額の合計は、年額12百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、各対象会社の取締役会において決定いたします。

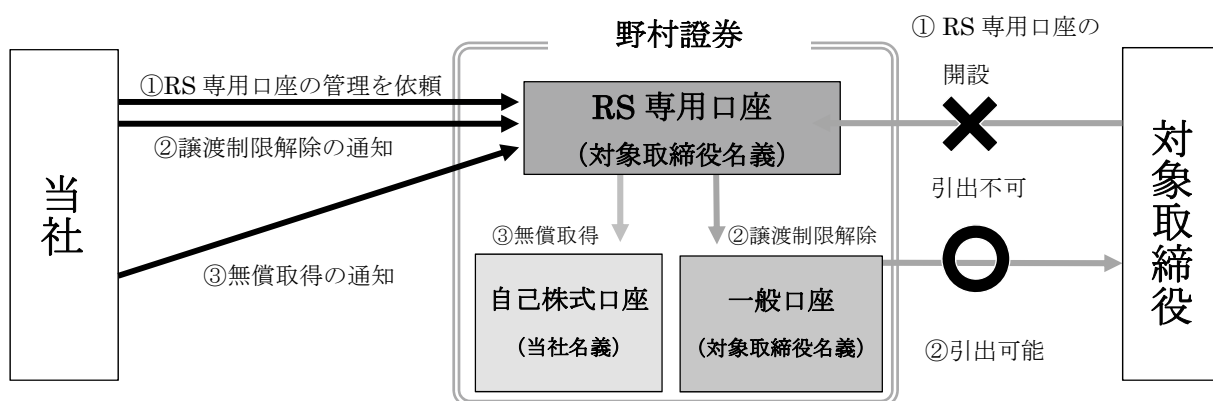
制度Ⅱにより、当社の取締役が発行または処分を受ける当社の普通株式の総数は、1年あたり450,000株以内（※）、対象子会社の取締役が発行または処分を受ける当社の普通株式の総数は、1年あたり80,000株（※）以内とし、その1株当たりの払込金額は、当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、制度Ⅱによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(※) ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割・株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行または処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。

(ご参考) 【譲渡制限付株式報酬制度 (RS) における管理フロー】



以 上